

成年後見利用促進事業の実施に関する協定書

民法（明治29年法律第89号）に規定する成年後見制度の利用促進を図るため、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町（以下「関係市町」という。）は、合意に基づき、成年後見利用促進事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

（事業対象者）

第1条 事業対象者は、関係市町に住所を有する者とする。

（事業内容）

第2条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 前条の者に係る親族若しくは関係市町又は地域包括支援センター等相談支援機関等からの成年後見制度利用に関する利用相談及び情報提供
- (2) 成年後見制度利用に係る後見開始の審判申立（保佐開始、補助開始、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人に係る審判申立を含む。）及び審判の取消し申立の手続き支援
- (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2に規定する関係市町長の審判申立に必要な調査及び書類準備
- (4) 成年後見制度に係る成年後見人、保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人（以下「成年後見人等」という。）の事務及び成年後見人等となる者を推薦している団体等との調整
- (5) 成年後見制度の広報事業及び啓発事業並びに研修及び講習等の普及事業
- (6) その他前各号に掲げるものに附帯する事業

（実施方法）

第3条 事業は、特定非営利活動法人知多地域成年後見センター（以下「成年後見センター」という。）に年度毎に委託して実施するものとする。

2 前項の委託に際して、半田市を幹事市町とし、委託事務を行うものとする。

3 成年後見センターは、事業実施のための事務所を、半田市及び知多市の2か所に置くものとする。

- 4 成年後見センターは、事業実施のために、前項の各事務所に、常勤職員2人以上を配置するものとする。ただし、その内の1人は成年後見制度に精通し後見業務を遂行しうる職員とする。
- 5 成年後見センターは、前項ただし書の職員については、事前に、履歴を記した書面を付して、第5条に規定する運営委員会に諮るものとする。
- 6 成年後見センターは、事業の適正化を図るため、弁護士や司法書士等で構成される運営適正化委員会を設置するものとする。
- 7 前条第4号の事務は、弁護士や司法書士等の職業的受任資格者と調整を行い、弁護士や司法書士等の職業的受任資格者が、成年後見人等報酬等の勘案から受任できる状況にあり、かつ、当該事務を遂行し得る者とする。

(事業費及び負担金等)

第4条 関係市町の負担金に係る事業に要する経費（以下「事業に要する経費」という。

は、関係市町にて、次の方法により按分算定した額を負担する。

(1) 均等割 100分の10

人口割 100分の70

受任件数割 100分の20

(2) 前号の人口割における人口は、前年度の4月1日現在の住民基本台帳法に規定する登録者数とする。

2 事業に要する経費及び前項に基づき算定した関係市町ごとの負担金は、第5条に規定する運営委員会に毎年度諮り決定するものとする。

3 幹事市町以外の関係市町は、幹事市町に前項の負担金を納入するものとする。

4 前項の負担金の納入は、幹事市町が発行する納入通知書により4月及び9月のそれぞれ25日までにを行うものとする。

5 幹事市町は、他の関係市町に対し、毎年度終了後から2月以内に、成年後見センターから提出を受けた事業報告書及び精算書の写しを交付するものとする。

(運営委員会)

第5条 関係市町は、事業の円滑な実施のために、別に定める成年後見利用促進事業運営委員会を設置するものとする。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義を生じたときは、前項の運営委員会で協議して定めるものとする。

(有効期間)

半田市
常滑市
東海市
大府市
知多市

6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了1か月前までに関係市町から解約の申出がない場合は、1年間有効期間を延長する。その後も同様とする。

2 関係市町が本協定の解約を申し出る場合は、前条に定める運営委員会で協議するものとする。
(その他)

第7条 関係市町は、対象者の生活・医療・介護・福祉などに関し、成年後見センターの事業実施に協力するものとする。

この協定の証として本書10通を作成し、当事者押印の上、各自1通を保管する。

平成26年4月1日

半田市長 榊原純夫



阿久比町長 竹内啓二



常滑市長 片岡憲彦



東浦町長 神谷明彦



東海市長 鈴木淳雄



南知多町長 石黒和彦



大府市長 久野孝保



美浜町長 山下治夫



知多市長 宮島壽男



武豊町長 初山芳輝



平成28年度NPO法人知多地域成年後見センター 委託事業予算関係
28年度【法人全体 予算】

区分	勘定科目名		摘要
収入	5市5町委託金	45,000,000	
	後見報酬	26,000,000	
	実費参加費	60,000	1,000 × 60人
	助成金		
	講師謝金	300,000	
	年会費	200,000	
	その他	1,000,000	実費弁償 雑収入
	寄付	300,000	
	収入計	72,860,000	
支出	人件費	54,000,000	
	経費	18,860,000	
	専門家顧問料	720,000	弁護士360,000円、 税理士240,000円、 社労士120,000円
	運営適正化委員会運営費	96,000	謝礼交通費5,000円 × 4人 × 4回、 会議費 16,000円
	啓発事業費	1,000,000	啓発フォーラム100,000円、サポーター養成講座一式400,000円、支援員養成講座150,000円、啓発資料作成費100,000円、自主事業研修費250,000円、モ
	裁判所申立て経費	700,000	印紙・切手・鑑定預託金・証明書発行手数料・診断書70,000円 × 10人
	後見事務費	165,000	貸金庫使用料
	研修費	400,000	職員研修
	車両賃借料	3,349,120	10台リース(32,940 × 2、26,775 × 2、23,940、19,224 × 2、28,000 × 3)所有車維持費、保険料
	保険料	150,000	賠償責任保険・障害保険・受託者賠償保険料
	旅費交通費	1,400,000	ガソリン代750,000円、通行料250,000円駐車料金350,000円公共交通機関50,000円
	通信費	1,520,000	固定電話800,000円、携帯電話500,000円、インターネット70,000円、郵送料
	消耗品・印刷費	1,000,000	紙等事務用品400,000 インク代200,000 その他消耗品400,000
	事務用設備費	1,500,000	電話、FAX、コピー(リース料)
	福利厚生費	200,000	健康診断 その他
	租税公課	4,621,000	法人税121,000・消費税4,500,000
	訴訟等対策費用	500,000	弁護士費用
	事務所賃借料	857,600	知多市357,500円・半田市500,000円
	予備費	681,280	
	支出合計	72,860,000	
収支差額	0		

関係市町ごとの負担金(平成28年度の事業に要する経費45,000千円)予定

※均等割:人口割:受任件数割=1:7:2

(単位:千円)

市町名	人口 H27.4.1現在 (人)	均等割(A) 事業に要する 経費の10% 4,500千円	人口割(B) 事業費に要する経費の70%+均 等割の端数+受任件数割の端数 31,500千円+0千円+0千円 ↓ 31,500千円			受任件数割(C) 事業に要する経費の20% 9,000千円				関係市町 ごとの 負担金 (A+B+C)	27年度	前年対比
			調整前 算定値	調整用 算定値	調整後 算定値	受任件数 H27.3.31 現在(件)	調整前 算定値	調整用 算定値	調整後 算定値			
半田市	118,685	450	5,958	5,957.65	5,958	41	1,247	1,246.62	1,247	7,655	6,824	831
常滑市	57,830	450	2,903	2,902.90	2,903	29	882	881.76	882	4,235	3,786	449
東海市	112,681	450	5,656	5,656.26	5,656	50	1,520	1,520.27	1,520	7,626	6,520	1,106
大府市	89,423	450	4,489	4,488.78	4,489	35	1,064	1,064.19	1,064	6,003	5,114	889
知多市	85,667	450	4,300	4,300.24	4,300	50	1,520	1,520.27	1,520	6,270	5,434	836
阿久比町	28,014	450	1,406	1,406.22	1,406	11	334	334.46	334	2,190	1,935	255
東浦町	50,282	450	2,524	2,524.01	2,524	53	1,611	1,611.49	1,612	4,586	3,953	633
南知多町	19,309	450	969	969.26	969	8	243	243.24	243	1,662	1,520	142
美浜町	22,891	450	1,149	1,149.06	1,149	5	152	152.03	152	1,751	1,533	218
武豊町	42,744	450	2,146	2,145.63	2,146	14	426	425.68	426	3,022	2,492	530
合計	627,526	4,500	31,500	31,500	31,500	296	8,999	9,000	9,000	45,000	39,111	5,889